

制度概要

協調支援型特別保証（略称：協調特別）																																										
目的	原材料価格の高騰、物価高、人手不足等の影響を受ける中小企業者に対し、金融機関のプロパー融資と保証付き融資を組み合わせることなどにより金融仲介機能の一層の強化を図り、人手不足に対応するための省力化投資による中小企業者の経営の安定や事業の発展など多岐にわたる経営課題解決への取組に資することを目的とする。																																									
資格要件	次の（１）または（２）のいずれかに該当する中小企業者。 （１）申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の１割以上（融資期間１２か月以上）のプロパー融資を受けること。 （２）申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと。																																									
対象資金	事業資金																																									
保証条件	保証限度額	2億8,000万円（無担保保険8,000万円、普通保険2億円） 中小企業者が組合等の場合は、4億8,000万円。 （注）本制度では経営安定関連などの保険特例は取り扱わない。																																								
	保証期間	一括返済の場合 １年以内 分割返済の場合 １０年以内（据置期間は運転資金１年以内、設備資金および運転設備資金は３年以内）																																								
	返済方法	一括返済または分割返済																																								
	貸付形式	証書貸付、手形貸付																																								
	担保	必要に応じて徴求する。																																								
	保証人	必要に応じて徴求する。（事業者選択型経営者保証非提供制度の対象）																																								
	貸付利率	金融機関所定利率																																								
保証料率	基準料率	<p>資格要件（１）の場合は保証申込日に応じて下表のⅠからⅢとなる。 資格要件（２）の場合は保証申込日に関わらず下表のⅢとなる。</p> <p>Ⅰ 資格要件（１）での申込日：令和７年３月１４日から令和 ８年３月３１日 Ⅱ 資格要件（１）での申込日：令和８年４月 １日から令和 ９年３月３１日 Ⅲ 資格要件（１）での申込日：令和９年４月 １日から令和１０年３月３１日 または 資格要件（２）</p> <p>※いずれも事業者負担の保証料率。単位は％。国の保証料補助の関係でⅠからⅢで保証料率が変動。 なお、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については国の補助の対象外。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Ⅰ</td> <td>0.95</td> <td>0.88</td> <td>0.78</td> <td>0.68</td> <td>0.58</td> <td>0.50</td> <td>0.40</td> <td>0.30</td> <td>0.23</td> </tr> <tr> <td>Ⅱ</td> <td>1.27</td> <td>1.17</td> <td>1.04</td> <td>0.90</td> <td>0.77</td> <td>0.67</td> <td>0.54</td> <td>0.40</td> <td>0.30</td> </tr> <tr> <td>Ⅲ</td> <td>1.43</td> <td>1.32</td> <td>1.17</td> <td>1.02</td> <td>0.87</td> <td>0.75</td> <td>0.60</td> <td>0.45</td> <td>0.34</td> </tr> </tbody> </table>		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	Ⅰ	0.95	0.88	0.78	0.68	0.58	0.50	0.40	0.30	0.23	Ⅱ	1.27	1.17	1.04	0.90	0.77	0.67	0.54	0.40	0.30	Ⅲ	1.43	1.32	1.17	1.02	0.87	0.75	0.60	0.45	0.34
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																
Ⅰ	0.95	0.88	0.78	0.68	0.58	0.50	0.40	0.30	0.23																																	
Ⅱ	1.27	1.17	1.04	0.90	0.77	0.67	0.54	0.40	0.30																																	
Ⅲ	1.43	1.32	1.17	1.02	0.87	0.75	0.60	0.45	0.34																																	
適用料率	有担保保証に対する割引、会計参与設置会社に対する割引、その他定性要因を加味した割引は行わない。 事業者選択型経営者保証非提供制度（横断的制度）を適用する場合であっても上記による割引は行わない。																																									
責任共有	取扱金融機関が選択した責任共有制度の対象																																									
申込時添付書類	資格要件（１）の場合は「申込人資格要件申告書兼誓約書」 資格要件（２）の場合は「申込人資格要件申告書兼誓約書」、「経営行動計画書」																																									
金融機関の責務	<p>資格要件（２）の場合、金融機関は融資実行後に次の①から④の責務を負う。</p> <p>①原則として四半期に１回、経営の状況を確認するとともに、中小企業者から経営状況等の報告を受ける ②中小企業者に対し、当初策定した計画の見直し及び同計画を進めるための経営支援を行うものとする。 ③金融機関は、原則として、計画を策定した日の属する事業年度から５事業年度にわたり、年１回中小企業者の事業年度毎に、信用保証協会に対し、状況を電子データで報告しなければならない。 金融機関は、原則として３年間にわたり、中小企業者の事業年度毎に、保証協会に対し再生計画の実行状況とともに、自らの経営支援の状況を報告する必要がある（報告様式は任意） ④中小企業者の実行状況を踏まえ、必要に応じて、中小企業者に対し、指導・助言や追加的な経営支援を行うものとする。</p>																																									
留意事項	取扱期間は、令和７年３月１４日から令和１０年３月３１日までに信用保証協会が保証申込を受け付けたものとする。																																									
実施日	令和７年３月１４日 施行																																									